

## 文化財分科会における審議状況について

## I. 文化財分科会の開催状況について

第90回	平成21年	2月20日(金)
第91回	"	3月19日(木)
第92回	"	4月17日(金)
第93回	"	5月15日(金)
第94回	"	6月19日(金)
第95回	"	7月17日(金)
第96回	"	9月25日(金)
第97回	"	10月16日(金)
第98回	"	11月20日(金)
第99回	"	12月11日(金)
第100回	平成22年	1月15日(金)

## II. 審議の内容について

## (1) 文化財の指定等について

【資料5-1】

文化財保護法第153条の規定により、審議会の権限に属せられた事項については、文部科学大臣から諮問された文化財の指定等に関し、それぞれ文化財の類型ごとに専門調査会における調査を経て、指定、選定、登録等の答申を行い、また、文化庁長官から諮問された重要文化財、史跡等の現状変更等に関し、許可等の答申を行った。

## (2) 世界遺産条約の実施に関する施策の在り方について

【資料5-2】

前期(第8期)から引き続き、文化財分科会のもとに世界文化遺産特別委員会を設置し、我が国における文化遺産の世界遺産登録に関し、以下の項目について調査審議を行った。

- ・平成20年の第32回世界遺産委員会において「記載延期」との評価結果を受けた「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観－」について、世界遺産委員会から付された課題を踏まえて「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群－」として再推薦すること
- ・既に世界遺産に登録されている「石見銀山遺跡とその文化的景観」について、資産範囲の軽微な変更に関する申請を行うこと
- ・「ル・コルビュジエの建築と都市計画」(国立西洋美術館(本館))に関するユネスコ世界遺産委員会等の審査状況について

### (3) ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

【資料5-3】

前期(第8期)から引き続き、文化財分科会のもとに無形文化遺産保護条約に関する特別委員会を設置し、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に係る第2回提案候補について調査審議を行った。